

# フル百回楽走会・会則（2014年）

第1条 本会は、フル百回楽走会と称し、英文名を FULL HYAKU CLUB 及び 100 Marathon Club Japan とする。又、本会はの連絡先は、会長宅と事務局長宅とする。

顧問 深尾 真美 ☎ 06-6384-9558 〒564-0041 大阪府吹田市泉町 4-22-17

会長宅 藪田 政美 ☎ 0277-47-2283 〒376-0002 群馬県桐生市境野町 3-2100-3 市営 1010

事務局 吉野 孝敏 ☎ 0463-32-7722 〒259-1216 神奈川県平塚市入野 50

E-Mail fh007@mg.scn-net.ne.jp

第2条 （目的）

本会は、会員がフル百回楽走会の三精神「こだわり(CODAWARI)」「チャレンジ(CHALLENGE)」「ユーモア(HUMOR)」に則り、生涯健康長寿のレクリエーションマラソンを楽しみ、フルマラソン100回の完走は、もとより、沢山のメガマラソンをマイペースで楽しむ中で、会員相互に親睦を図り、人生を心豊かに楽しむ事を目的とする。又、この事を通じてマラソン愛好家との友好と世界平和の広がり に寄与する事とする。

第3条 本会は、目的を有意義に遂行するために、次の事を行う。

- 1、 本会の定例交流会は、世界各地で行われるフルマラソン大会とする。
- 2、 会報を月1回発行する。(広報委員会担当)
- 3、 会員名簿の作成&会員全員のフル完走回数の報告(広報委員会)
- 4、 会員の親睦を図るため、親睦会&全国交流会を開催する。
- 5、 100回完走を目指す中間の10回毎の完走証を発行する。
- 6、 100回毎の完走者に祝賀会を開き100回毎の完走証やメダル等を贈呈し、祝福する
- 7、 47都道府県盗り完走者に6項同様の祝福をする。
- 8、 100回毎の他に役員会で決定し、特別記録等の表彰を行う事がある。
- 9、 主催共催の親睦交流マラソン大会の開催。
- 10、 会員の相互協力と情報の交換。
- 11、 マラソン愛好家との友好の広がり に寄与する事項。
- 12、 その他、親睦に必要な事項。

第4条 （会員の権利） 会員は、会則に決められた以下の権利を有する。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1、 総会への出席    | 5、 会が配布する物の授受     |
| 2、 記録の公認     | 6、 会の主催する各行事への参加  |
| 3、 会報の授受     | 7、 退会・休会・復帰       |
| 4、 100回達成の祝賀 | 8、 その他、会則で決められた事項 |

第5条 （会員の義務） 会員は、以下の義務を有する。

- 1、 会員は、住所・氏名・性別・生年月日・連絡先(電話・FAX)等を報告する。
- 2、 規定の年会費を納入する。(現在 3,000円)
- 3、 自己申告制により、年間(1-12月)フルマラソン完走記録を報告する。
- 4、 年1回の定期総会に出席する。(欠席する場合は、委任状を提出する)  
尚、報告や納入先は、事務局とする。又、住所等に変更があった場合、速やかに事務局に報告する。(事務局 郵便振込口座 00280-5-63846)

第6条 本会は、本会の主旨に賛同した20歳以上の会員で構成する。会員には、永久会員番号を付与する。

第7条 入会・退会・休会・復帰に付いて

- 1、 本会への入会は、本会の主旨に賛同した人で、規定の申込書に必要事項を記入の上フルマラソン全記録と入会金2,000円を添えて申し込む。  
入会が承認された時点で、会員資格が発生する。新会員は、入会通知を受けてから2週間以内に年会費の納入が無い場合は、入会を取り消す場合がある。
- 2、 本会を退会&休会・復帰する場合は、ハガキ・Fax等で事務局に連絡する。  
年度の半期(3月)を過ぎ、年会費の納入が無い場合や会報等の郵送先が不明になった場合は、休会扱いとして、会報の送付を停止する。
- 3、 本会は、永久会員番号制であり、会に復帰する場合は、ハガキ・Fax等で事務局に連絡すると共に、入会金(復帰金)と年会費の納入及び未報告のフルマラソン完走記録を報告する。

第 8 条 本会の会計は、次の収入を持って賄う。

- ( 1 ) 年会費 3,000円  
海外会員は、50ドル(米国)とする。但し、夫婦会員は、いずれか1名分年会費とし会報の郵送は、1冊とする。
  - ( 2 ) 入会金(復帰金) 2,000円
  - ( 3 ) 10回完走公認料 500円
  - ( 4 ) 100回完走公認料 10, 000円
  - ( 5 ) 47都道府県国盗り公認料 10, 000円
  - ( 6 ) その他・行事残金・カンパ等の収入
- 2、 前項の年会費等の納入は、以下とする。
- ( 1 ) 継続会員は、年会費を前年の12月迄に納入する。納入無き場合は、督促し、納入なき場合は、休会扱いとして会報の送付を停止する。  
新会員は、年会費を入会通知後、2週間以内に納入する。
  - ( 2 ) 公認料は、その都度納入する。
- 3、 本会の会計年度は、10月1日から翌年の9月30日とする。

第 9 条 本会は、目的遂行するため次の役員を置く。

- 1、 役員 会長1名 副会長 若干名 事務局長1名 幹事 若干名 会計監査2名  
尚、会計担当は、事務局長が兼務する
- 2、 任期 役員任期は、2年とする。但し、留任を妨げない。  
任期中に欠員が生じても補充せず、欠員のまま代行する。
- 3、 選出 役員選出は、総会で行う。(第9条の二)
- 4、 役割
  - ( 1 ) 会長は、会の最高責任者として、会の運営を統括する。
  - ( 2 ) 副会長は、会長を補佐し、会長に事ある時は、代理を務める。
  - ( 3 ) 事務局長は、会の運営の実務を担当し、記録や草案をまとめる。
  - ( 4 ) 幹事は、三役と共に会の全体の運営に参画する。
  - ( 5 ) 三役とは、会長、副会長、事務局長、会の企画立案の役割を果たす。
  - ( 6 ) 会計監査は、会の財政運用について監査する。
- 5、 名誉職(会長・顧問・会員)や顧問を置くことが出来る。
- 6、 名誉職と会計監査は、役員会に出席出来ますが、執行権(議決権)は有りません。

第 9 条 の二 (役員推薦委員会の設置)

- 1、 役員会は、役員任期満了の年の総会の3ヶ月以上前に役員推薦委員を若干名選出し

役員推薦委員会(以下＝推薦委員会)を設置し、会報で公示する。

- 2、 推薦委員は、互選で委員長を選出し、推薦委員会を適宜開催し、総会までに役員推薦名簿を作成し、委員長又は代理が、総会で役員の推薦を行う。
- 3、 役員推薦の基準として、会の運営に意欲的であり、会の資質を高められる人、地域のバランスを考慮して、本人の了承を得て、推薦を行う。

第10条 本会は、次の機関を置く。

- 1、 総 会 本会の最高の議決機関であり、会員全員で構成する。
  - ( 1 ) 総会は、会員の過半数(委任状含む)以上で成立し、出席の過半数で決定する
  - ( 2 ) 総会は、会長が毎年1回定期総会として10月－12月中に開催する。  
又、会長は、必要と認めた場合及び会員の三分の一以上の請求があった場合臨時総会を開催しなければならない。
  - ( 3 ) 会員の三分の一以上の請求があった場合、会長は、臨時総会を開催しなければならない。これを会長が拒否した場合、副会長が代理を務める。
  - ( 4 ) 総会は、次の事項を決定する。
    - (イ) 役員の選出(2年に1回)
    - (ニ) 会の表彰について
    - (ロ) 年間行事について
    - (ホ) 会則の改廃
    - (ハ) 年間予算&決算について
    - (ヘ) その他必要な事項
- 2、 役員会 本会の執行機関で有り、三役と幹事で構成し、総会で決定した年間行事の実行委員の役割を果たし、必要に応じて開催する。
- 3、 三役会 本会及び幹事会の企画立案の役割を果たし、会長・副会長・事務局長で構成する
- 4、 役員推薦委員会 役員改選前の定期総会に役員推薦名簿を議長に提出する。

第11条 本会のイメージ色は、ピンクとし、シンボルマークを次に定める



第12条 この会則にない事項は、役員会で決定し、内容を会員に伝える。

付 則 この会則は、2013年10月5日、第20回武庫川総会以降から施行する。

解 説 フル百回楽走会の三精神

- ① こだわり(CODAWARI) =嗜好・志&夢・目標
- ② チャレンジ(CHALLENGE) =行動・実行・挑戦
- ③ ユーモア(HUMOR) =遊び心・友情・文化